

令和4年8月29日
障 害 福 祉 部
障 害 施 策 推 進 課

せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―
《令和6年度～令和8年度》の策定に向けた検討の開始について

1 主旨

令和6年度からの次期「せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―」の策定に向けた検討を開始する。第3回定例会で提案する「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例（案）」を施策展開の基礎とし、具体的な取り組みについて検討していく。

2 次期「せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―」の策定に向けた検討について（概要）

別紙のとおり。

せたがやノーマライゼーションプラン —世田谷区障害施策推進計画— 《令和6年度～令和8年度》 の策定に向けた検討の開始について（概要）

障害福祉部

- I せたがやノーマライゼーションプランの位置付けと
区の総合的な計画との関係
- II 現行（令和3年度～令和5年度）計画の基本理念等
- III 次期計画において取り組むべき主な検討課題
- IV 障害者（児）実態調査の実施
- V 次期計画 策定スケジュール（案）

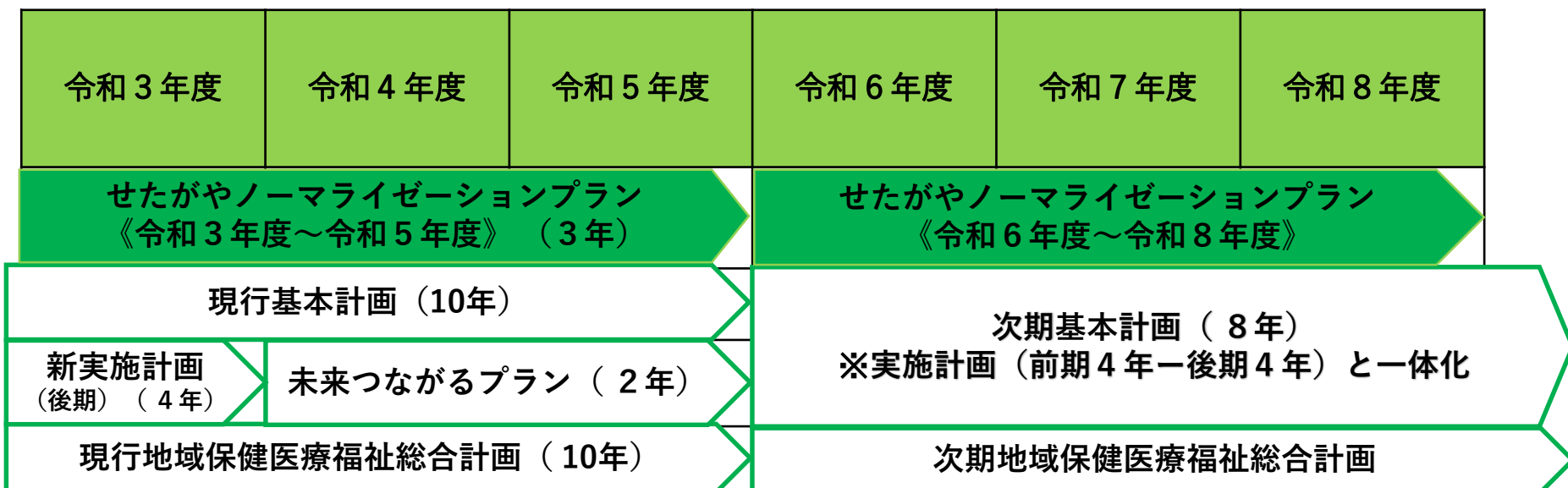
I せたがやノーマライゼーションプランの位置付けと区の総合的な計画との関係

1 せたがやノーマライゼーションプランの位置付け

- ◎ 市町村障害者計画（障害者基本法）
- ◎ 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法）
- ◎ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法）
- ◎ 成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画

一体的に策定
(現行は3年間)

2 計画期間及び基本計画等との整合



II 現行（令和3年度～令和5年度）計画の基本理念等

1 基本理念

障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支え合い自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

2 施策展開の考え方

障害に対する理解や配慮の促進

障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面において、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害に関する理解の促進に向けて啓発を図ります。

地域共生社会の実現に向けた参加と協働の地域づくり

障害のある人もない人も、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を発揮でき、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創り育てていく地域共生社会の実現を目指します。

ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

一人ひとりの障害の状況や年齢等に応じて、ニーズに合った必要な支援を必要なときに受けることができるよう、保育や教育、医療、障害福祉サービス等とともに、地域における生活支援の充実を図り、障害当事者の日常生活や社会生活を支援します。

Ⅲ 次期計画において取り組むべき主な検討課題

次期計画の礎～世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例（案）～

「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例（案）」（令和4年第3回定例会提案）を施策展開の基礎とし、具体的な取り組みを検討していく。

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例（案）に基づく次期計画の視点

◎障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消

- ・ 区民及び事業者が障害等に対する理解を深めるための普及啓発の推進
- ・ 障害を理由とする差別の解消及び障害の社会モデルについての理解を深める施策を実施

◎安心して暮らし続けることができる地域づくり及び活躍の場の拡大

- ・ 障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、自身の特性に応じて働くことができる場の創出
- ・ 多様な文化芸術活動、スポーツ等を推進する施策の充実

◎情報コミュニケーションの推進

- ・ 障害者等の意思疎通等を促進するための障害者団体や関係機関等との連携
- ・ 障害者等の意思疎通等を支援する人材の育成・ICTの活用

V-① 次期計画 策定スケジュール（案）

令和4年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会						
区						
地域保健福祉審議会		★諮問				
障害者施策推進協議会					☆審議	☆審議
障害者(児)実態調査等						
	障害者(児)実態調査 (1か月程度)					
国等の動き						
	社会保障審議会障害者部会 審議・とりまとめ					基本指針 改正告示

V-② 次期計画 策定スケジュール（案）

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会						福祉保健 常任委員 会報告					福祉保健 常任委員 会報告	
区					素案							計画策定
地域保健 福祉審議会				★中間 まとめ案			★答申					
障害者施策 推進協議会		☆審議	☆中間 まとめ案			☆素案	☆答申案					
シンポ ジウム・ パブコメ						☆シンポ ジウム						
国等の動き												

○次期計画の期間について

障害福祉計画、障害児福祉計画については、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）において3年を一期として定められているが、地方分権改革に関する提案募集において、複数の自治体より計画期間の延長について提案があり、延長の方向で検討されているため、今後も国の動きを注視し、次期計画の期間について検討していく。